

証券コード 1822  
平成30年6月6日

株主各位

東京都中央区新川一丁目24番4号  
大豊建設株式会社  
代表取締役 大隅 健一

## 第69回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第69回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面またはインターネット等により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討くださいます。後述のご案内に従って平成30年6月27日（水曜日）午後5時30分までに議決権を行使してくださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1. 日 時 平成30年6月28日（木曜日）午前10時  
2. 場 所 東京都中央区新川一丁目24番4号  
当社本店 地階会議室

### 3. 会議の目的事項

#### 報告事項

1. 第69期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）事業報告及び計算書類報告の件
2. 第69期（自平成29年4月1日 至平成30年3月31日）連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

#### 決議事項

- 第1号議案 剰余金の処分の件  
第2号議案 株式併合の件  
第3号議案 取締役1名選任の件

### 4. インターネットによる開示

本招集ご通知に関して提供すべき書類のうち、連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表につきましては、法令及び定款第18条に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載しておりますので、本招集ご通知の添付書類には記載しておりません。

なお、連結株主資本等変動計算書、連結注記表及び株主資本等変動計算書、個別注記表は、会計監査人及び監査役が監査報告書を作成するに際して、連結計算書類及び計算書類の一部として、合わせて監査を受けております。

以上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎事業報告、計算書類、連結計算書類及び株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<http://www.daiho.co.jp>)に掲載させていただきます。

## 議決権の行使についてのご案内

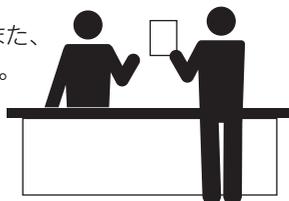
株主総会における議決権は、次のいずれかの方法により行使いただくことができます。

### 株主総会へのご出席による議決権行使

同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、第69回定時株主総会招集ご通知(本書)をご持参ください。

株主総会開催日時

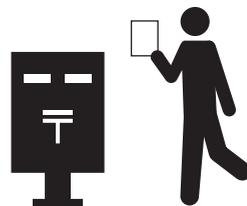
平成30年6月28日(木曜日) 午前10時



### 書面による議決権行使

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、行使期限までに到着するようにご返信ください。

各議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示があったものとしてお取扱いいたします。



行 使 期 限

平成30年6月27日(水曜日) 午後5時30分到着分まで

### インターネット等による議決権行使 (詳しくは次頁をご覧ください)

当社指定の議決権行使ウェブサイトへアクセスしていただき、画面の案内に従って、下記の行使期限までに議案に対する賛否をご入力ください。

☐ 議決権行使ウェブサイト：<https://www.web54.net>

行 使 期 限

平成30年6月27日(水曜日) 午後5時30分まで



## ▶ インターネット等による議決権行使の場合



**行使期限**

平成30年6月27日（水曜日）  
午後5時30分まで

当社の指定する以下の議決権行使ウェブサイトへアクセスいただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」および「パスワード」をご利用になり、上記の行使期限までに画面の案内に従って賛否をご入力ください。

**議決権行使ウェブサイト**

ウェブ行使

<https://www.web54.net>

- 書面とインターネット等により二重に議決権を行使された場合は、後に到着したものを有効な議決権行使として取り扱いますが、同日に到着したものは、インターネット等による議決権行使を有効といたします。
- インターネット等により複数回、議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効といたします。
- 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際のプロバイダおよび通信事業者の料金（接続料金等）は、株主様のご負担となります。
- インターネットのご利用環境によっては、ご利用いただけない場合があります。

インターネットによる議決権行使に関して、ご不明な点がございましたら、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

三井住友信託銀行株式会社 証券代行ウェブサポート  
専用ダイヤル

☎ 0120-652-031（受付時間 午前9時～午後9時）

### 議決権電子行使プラットフォームのご利用について（機関投資家の皆様へ）

機関投資家の皆様に関しましては、本總會につき、株式会社ICJの運営する「議決権電子行使プラットフォーム」から電磁的方法による議決権行使を行っていただくことも可能です。

# (添付書類)

## 事業報告

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過及びその成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、海外経済の緩やかな成長のもと、緩和的な金融環境や政府の各種政策により、企業収益及び雇用・所得環境が改善し緩やかな回復基調が続いてまいりました。

このような状況の中、当社グループの主要事業であります建設業におきましては、公共投資は減少傾向にあります。底堅く推移し、民間設備投資は企業の設備投資を中心に前年を上回る水準で推移し全体的に堅調な収益環境が継続しました。

このような情勢下におきまして、当社の企業グループを挙げて積極的な営業活動を行いました結果、連結受注高におきましては、1,542億8千9百万円（前期比9.6%減）となりました。うち当社受注工事高におきましては、土木工事で609億8千3百万円（前期比15.2%減）、建築工事で530億8千6百万円（前期比6.6%減）、合計1,140億7千万円（前期比11.4%減）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事56.7%、民間工事43.3%でございます。

主な受注工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
日本下水道事業団 東日本本部 東京都下水道局 住友不動産(株) 太平電業(株)	石巻市石巻中央排水ポンプ場他1施設復興建設工事その2 千川増強幹線工事 (仮称)三鷹中町計画新築工事 西風新都バイオマス発電所PJの内の土木建築工事及び実施設計	宮城県 東京都 東京都 広島県

また、連結売上高におきましては1,496億4千9百万円（前期比4.2%増）となりました。

うち当社完成工事高におきましては、土木工事で520億9千9百万円（前期比0.3%減）、建築工事で543億5千3百万円（前期比15.5%増）、合計1,064億5千2百万円（前期比7.2%増）となりました。なお、官民別比率は、官公庁工事53.1%、民間工事46.9%でございます。

主な完成工事は、次のとおりであります。

発注者	工事件名	施工場所
岩手県 大阪広域水道企業団 宮城県山元町 三菱地所レジデンス(株)	金浜地区海岸災害復旧(23災585号)その2工事 松原ポンプ場築造工事 平成28年度(債務)(仮称)坂元地区地域交流センター新築工事 新宿区新宿6丁目計画新築工事	岩手県 大阪府 宮城県 東京都

利益面におきましては、原価の低減と経費の節減を推し進めました結果、連結では経常利益112億4千8百万円（前期比11.0%増）、親会社株主に帰属する当期純利益78億8千3百万円（前期比12.0%増）という結果になりました。うち当社の経常利益で76億7千3百万円（前期比20.5%増）、当期純利益で55億5千5百万円（前期比14.1%増）という結果になりました。

① 企業集団の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

（単位：百万円）

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土 木	129,794	81,301	73,928	137,167
建 築	83,429	71,436	71,519	83,345
そ の 他	482	1,551	1,902	131
合 計	213,705	154,289	147,350	220,645

(注) なお、当期のその他の事業におけるその他の売上高は2,299百万円であります。

② 当社の受注工事高・完成工事高及び次期繰越工事高

（単位：百万円）

区 分	前期繰越工事高	当期受注工事高	当期完成工事高	次期繰越工事高
土 木	103,486	60,983	52,099	112,370
建 築	68,271	53,086	54,353	67,004
合 計	171,757	114,070	106,452	179,375

(2) 設備投資等の状況

当期中に実施しました設備投資は、建物・工事中機械の購入等、総額19億7百万円であります。

(3) 資金調達の状況

該当事項はありません。

(4) 事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当事項はありません。

(5) 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

(6) 吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

(7) 他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分

該当事項はありません。

## (8) 対処すべき課題

今後の我が国経済の見通しといたしましては、きわめて緩和的な金融環境や政府の経済対策を背景に企業収益及び個人所得が改善し、経済の好循環が持続すると見込まれます。また、オリンピック関連投資の本格化などによる企業の設備投資や雇用・所得環境の改善による個人消費も増加基調が続くと思われま

す。ただし、米国の経済政策の動向や地政学的リスクなど世界経済に与える不確実性には留意する必要があると考えられます。

建設業界におきましては、政府建設投資は減少傾向が続くと見込まれますが、都市部における雨水対策などの防災・減災事業や社会インフラ設備の老朽化対策事業などへの投資が高水準で維持されると見込まれます。また、民間建設投資においては、先行きの不透明感がありますが、土木インフラ系企業の設備投資や東京オリンピック・パラリンピックを見込んだ投資を中心に、緩やかな回復が継続すると見込まれます。

なお、以前より不安視されている技術者・技能労働者不足や労務・資材費の上昇は工事進捗に影響を及ぼすおそれがあり、今後も動向を注視する必要があると思われま

す。また、作業所の週休二日制の実施や時間外労働の削減など働き方改革を推進し、現場技術者や技能労働者の労働環境の改善に努めていく必要もあると思われま

す。このような環境の下、当社は平成29年度を初年度とする中期経営計画に基づき、「創業の精神に則り技術力を持続的発展の礎とし、技術力に裏打ちされた収益力の強化と資本政策の充実により企業価値を向上させ、すべてのステークホルダーにとって魅力ある企業を目指す。」を中長期の経営ビジョンとし、独自技術の高度化及び実効性のある技術の開発に取り組むとともに、持続的成長に不可欠な人的経営資源を確保し、安定的な収益構造の確立を目指す所存でございます。

具体的には土木事業戦略として、得意技術をはじめとする技術開発の強化により、競争力及び生産性の向上を図り、市場環境、優位性、収益性を考慮した地域選択と人的資源の効率的な投入により営業力と収益力の強化を目指します。

建築事業戦略としては、首都圏エリアを最も注力すべき市場と位置付け、多様な工法への対応を強化することで非住宅部門の競争力を向上させるとともに省力化技術の確立・提案、ICT技術の導入等、生産性の向上に取り組み、営業力と収益力の強化を目指します。

また、人的資源確保の観点から、社員の能力開発、教育・育成、待遇改善及び「働き方改革」に取り組むとともに、経営の最重要施策として財務体質の充実と株主の皆様に対する安定配当の維持に努めてまい

る所存でございます。株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

なお、平成29年12月8日に公表いたしました当社事業所における不正取引問題に関し、当社と利害関係のない弁護士等からなる第三者調査委員会を設置し、当該不正取引に対する会社調査の妥当性の検証及びその他同種事項の有無の調査を実施しました。

調査の結果、複数の事業所で特定の協力業者に対し架空発注が行われ、一部不適切な会計処理が行われていることが判明いたしました。

当社はこの調査結果を真摯に受け止め、内部監査部門の強化と透明性のある人事評価制度を柱とした再発防止策を策定いたしました。今後はコンプライアンスを徹底し、役職員が一丸となって信頼回復に取り組む所存でございます。株主の皆様にはご心配とご迷惑をお掛けしましたことを深くお詫び申し上げます。

(9) 財産及び損益の状況の推移

企業集団の財産及び損益の状況の推移

区 分	第 66 期 (平成27年3月期)	第 67 期 (平成28年3月期)	第 68 期 (平成29年3月期)	第 69 期 (平成30年3月期)
受 注 高(百万円)	167,725	140,705	170,651	154,289
売 上 高(百万円)	138,525	146,815	143,613	149,649
経 常 利 益(百万円)	6,302	9,205	10,131	11,248
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益(百万円)	4,616	5,554	7,037	7,883
1株当たり当期純利益(円)	61.67	67.18	81.53	91.25
純 資 産(百万円)	31,780	42,626	49,981	57,908
総 資 産(百万円)	109,185	117,353	129,232	141,115

(注) 1株当たり当期純利益は、期中平均株式数によって算出しております。

(10) 重要な親会社及び子会社の状況

- ① 重要な親会社との関係  
該当事項はありません。
- ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主 な 事 業 内 容
(株) 森 本 組	百万円 2,000	% 100	土 木 ・ 建 築 工 事

重要な子会社の売上高は380億2百万円、当期純利益は24億3千6百万円であります。

③ 企業結合の成果

当社の連結子会社は8社であり、当連結会計年度の業績につきましては、売上高1,496億4千9百万円、経常利益112億4千8百万円、親会社株主に帰属する当期純利益78億8千3百万円であります。

(11) 主要な事業内容

当社グループ（当社及び子会社）は、当社（大豊建設株式会社）及び子会社10社（内4社は間接所有によるものです。）で構成され、建設業を主たる業務としています。

当社グループの事業に係わる位置づけは次のとおりです。

（土木事業） 当社は、建設事業のうち土木事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が土木事業の施工及び施工協力を行っています。

（建築事業） 当社は、建設事業のうち建築事業を営んでおり、子会社である(株)森本組が建築事業の施工及び施工協力を、タイ大豊(株)（タイ王国）が建築事業を行っています。

（その他の事業） 子会社である大豊不動産(株)が不動産事業を、大豊塗装工業(株)が塗装工事業を、進和機工(株)が建設資材リース業等を営んでいます。

(12) 主要な営業所

当 社 本 店：東京都中央区新川一丁目24番4号

当 社 支 店：北海道支店（北海道） 東北支店（宮城県）  
北陸支店（新潟県） 東京支店（東京都）  
東関東支店（千葉県） 名古屋支店（愛知県）  
大阪支店（大阪府） 広島支店（広島県）  
九州支店（福岡県） 海外支店（東京都）

(株) 森 本 組：本 店（大阪府）

(13) 従業員の状況

当社グループの従業員の状況

セグメントの名称	従 業 員 (人)
土 木 事 業	612
建 築 事 業	493
そ の 他 の 事 業	198
全 社 (共 通)	298
合 計	1,601

(注) 従業員数は就業人員であります。

(14) 主要な借入先の状況

借 入 先	借 入 金 残 高 (百万円)
(株) 三 井 住 友 銀 行	1,400
(株) 三 菱 東 京 U F J 銀 行	800
(株) み ず ほ 銀 行	350
三 井 住 友 信 託 銀 行 (株)	300
(株) 三 重 銀 行	300

2. 会社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式の総数 普通株式 160,000,000株  
(2) 発行済株式の総数 普通株式 86,440,125株  
(自己株式770,018株を除く)  
(3) 株主数 7,199名  
(4) 大株主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数 (千株)	持 株 比 率 (%)
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口)	7,998	9.25
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	5,385	6.23
住 友 不 動 産 (株)	3,248	3.76
あいおいニッセイ同和損害保険(株)	3,105	3.59
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口9)	2,431	2.81
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG/JASDEC/FIM/ LUXEMBOURG FUNDS/UCITS ASSETS	2,100	2.43
第 一 生 命 保 険 (株)	2,055	2.38
CHASE MANHATTAN BANK GTS CLIENTS ACCOUNT ESCROW	1,633	1.89
日本トラスティ・サービス信託銀行(株) (信託口5)	1,548	1.79
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY	1,418	1.64

(注) 持株比率は、当事業年度の末日における発行済株式（自己株式を除く）の総数に対する割合であります。

### 3. 新株予約権等の状況

(1) 当事業年度末日において当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権等の状況

	2014年度株式報酬型 新株予約権	2015年度株式報酬型 新株予約権	2016年度株式報酬型 新株予約権
発行決議日	平成27年2月13日	平成28年2月15日	平成29年2月10日
区分	取締役(注1)	取締役(注1)	取締役(注1)
保有者数	5名	5名	5名
目的となる株式の数	121,000株	197,000株	177,000株
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
権利行使時1株当たりの 行使価格	1円	1円	1円
権利行使期間	平成27年3月3日から 平成47年3月2日まで	平成28年3月2日から 平成48年3月1日まで	平成29年3月2日から 平成49年3月1日まで
新株予約権の行使の条件	(注2)	(注2)	(注2)

(注) 1. 社外取締役に交付されておりません。

2. 新株予約権の行使条件

- ア. 新株予約権者は、当社の取締役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日から1年経過した日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から9年間に限り、新株予約権を行使することができる。
- イ. 新株予約権者が、当社の取締役又は執行役員のいずれかに在職している期間中に禁固以上の刑に処せられた場合は、新株予約権を行使できない。
- ウ. 新株予約権者又はその法定相続人が、当社所定の書面により新株予約権の全部又は一部を放棄する旨を申し出た場合は、新株予約権を行使できない。
- エ. 当社取締役会の承諾なく新株予約権を譲渡担保又は質入れその他担保設定することはできない。

(2) 当事業年度中に職務執行の対価として当社使用人等に交付した新株予約権等の状況

当事業年度中の実績はありません。

#### 4. 会社役員に関する事項（平成30年3月31日現在）

##### (1) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏 名	担当・重要な兼職の状況
代表取締役執行役員社長	大 隅 健 一	
代表取締役執行役員副社長	多 田 二三男	安全環境担当兼海外部門担当
取締役専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
取締役専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼建築第二営業部長
取締役常務執行役員	今 井 和 美	土木本部長
取 締 役	川 口 哲 郎	
取 締 役	垣 鏑 公 良	東京ウィル法律事務所 弁護士
常 勤 監 査 役	木 屋 善 之	
監 査 役	橋 本 一 男	
監 査 役	原 田 良 輔	エイチアールディー株式会社 取締役

- (注) 1. 平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において、取締役太田 敬一郎氏は退任され、水島 久尾、多田 二三男、中杉 正伸及び村田 茂樹の4氏は取締役役に再任されました。また、新たに今井 和美、川口 哲郎及び垣鏑公良の3氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
2. 平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会において、監査役吉田 正臣及び植田 雅人の両氏は退任され、木屋 善之氏は監査役に再任されました。また、新たに橋本 一男及び原田 良輔の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。
3. 川口 哲郎及び垣鏑 公良の両氏は社外取締役であります。
4. 橋本 一男及び原田 良輔の両氏は社外監査役であります。
5. 川口 哲郎及び橋本 一男の両氏を株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。
6. 木屋 善之氏は、当社内の経理関連部門で経理経験を有し、財務・会計に関する適切な知見を有しております。
7. 代表取締役会長水島 久尾氏は平成29年11月10日付で取締役を辞任いたしました。
8. 当期中の取締役の異動は次のとおりです。

(新) (旧)

取締役 多 田 二三男	安全環境担当兼	西 日 本	(平成29年4月1日付)
		西 日 本	(大阪・九州)担当
		(大阪・九州)担当	
取締役 多 田 二三男	安全環境担当	安全環境担当兼	(平成29年11月10日付)
		西 日 本	
		(大阪・九州)担当	
取締役 多 田 二三男	安全環境担当兼	安全環境担当	(平成30年2月14日付)
	海外部門担当		

9. 当社は平成18年4月1日から執行役員制度を導入いたしました。執行役員は以下のとおりであります。

○印は取締役兼務者であります。

役 職	氏 名	担 当 業 務
○執行役員社長	大 隅 健 一	
○執行役員副社長	多 田 二三男	安全環境担当兼海外部門担当
○専務執行役員	中 杉 正 伸	管理本部長兼コンプライアンス・関係会社・総務事項担当
○専務執行役員	村 田 茂 樹	建築本部長兼建築第二営業部長
○常務執行役員	今 井 和 美	土木本部長
常務執行役員	中 尾 淳 一	大阪支店長
常務執行役員	田 村 利 和	海外支店長兼海外現地法人担当
執 行 役 員	森 下 覚 恵	名古屋支店長
執 行 役 員	竹 内 清	東京支店長
執 行 役 員	松 井 秀 一	大阪支店副支店長兼土木技術部長
執 行 役 員	田 丸 裕	土木本部副本部長兼土木営業部長
執 行 役 員	永 田 修 一	建築本部副本部長兼建築部長兼建築第一営業部長
執 行 役 員	尾 形 則 光	東北支店長
執 行 役 員	上 島 明 彦	管理本部総務部長
執 行 役 員	中 村 百 樹	東京支店副支店長

- (注) 1. 上島 明彦、宮谷 克及び中村 百樹の3氏は、平成29年4月1日より執行役員に就任いたしました。
2. 当期中の退任または解任執行役員  
 専務執行役員 森 克 己 (平成29年11月30日付 辞任)  
 常務執行役員 土 屋 祐 司 (平成29年12月31日付 退任)  
 執 行 役 員 宮 谷 克 (平成30年3月16日付 解任)  
 なお、土屋祐司氏は平成30年1月1日付で株式会社森本組の取締役執行役員副社長に就任しております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と社外取締役及び監査役とは、会社法第427条第1項の規定により、会社法第423条第1項の責任について、善意かつ重大な過失がないときは、一定の限度を設けることができる旨を定めた契約を締結しております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等の総額

取締役 9名 121百万円 (うち社外取締役 3名 6百万円)

監査役 5名 20百万円 (うち社外監査役 4名 9百万円)

(注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度に役員賞与として費用計上した額12百万円(取締役6名、監査役1名)が含まれております。

2. 当社は平成18年6月29日開催の第57回定時株主総会終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、引き続き在任する取締役及び監査役に対しては、制度廃止までの在任期間に対応するものとして退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき上記のほか、当期中に退任した取締役1名に対し9百万円の退職慰労金を支給しております。

また、平成29年6月29日開催の第68回定時株主総会決議に基づき、上記のほか退任した社長に対し特別功労金として121百万円を支給しております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等との業務状況及び当社と当該他の法人等との関係

垣鏑公良氏の兼職先である東京ウィル法律事務所と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

原田良輔氏の兼職先であるエイチアールディー株式会社と当社とは重要な取引その他の関係にありません。

該当事項はありません。

② 他の法人等の社外役員の兼職状況及び当社と当該他の法人等との関係

該当事項はありません。

③ 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はありません。

④ 当事業年度における主な活動状況

1) 取締役会等への出席状況及び発言状況

区分	氏名	出席状況及び発言状況
取締役	川口哲郎	当期開催の取締役会22回のうち、就任後開催された17回全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
取締役	垣鏑公良	当期開催の取締役会22回のうち、就任後開催された17回中15回に出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	橋本一男	当期開催の取締役会22回のうち、就任後開催された17回全てに、また当期開催の監査役会17回のうち、就任後開催された11回全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。
監査役	原田良輔	当期開催の取締役会22回のうち、就任後開催された17回全てに、また当期開催の監査役会17回のうち、就任後開催された11回全てに出席し、議案審議等に適宜必要な発言を行っております。

2) 当社の不祥事に関する対応の概要

事業報告6頁に記載のとおり、複数の事業所において特定の協力業者に対し架空発注が行われ、一部不適切な会計処理が行われていることが明らかとなりました。社外取締役の川口哲郎氏及び垣鏑公良氏並びに社外監査役の橋本一男氏及び原田良輔氏は、当該事実に関する社内調査の妥当性についての検証及びその他同種事項の有無の調査を行った第三者調査委員会からの報告を受け、再発防止と内部監査機能強化の必要性について提言を行ってまいりました。

⑤ 当社の子会社において受け取った役員としての報酬等の総額  
該当事項はありません。

## 5. 会計監査人の状況

### (1) 会計監査人の名称

有限責任 あずさ監査法人

### (2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

#### ① 当事業年度に係る報酬等の額

45百万円

#### ② 当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

59百万円

- (注) 1.当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので①及び②の金額には金融商品取引法に基づく監査の報酬等の額を含めて記載していません。
- 2.監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画の内容、職務執行状況及び報酬見積りの算出根拠等を確認し、総合的に検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
- 3.当社の子会社であるタイ大豊株式会社は、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

### (3) 非監査業務の内容

該当事項はありません。

### (4) 責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人である有限責任 あずさ監査法人は、会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項に定める最低責任限度額となっております。

### (5) 会計監査人の解任又は不再任の決定方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その他その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定します。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

### (6) 現に受けている業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

### (7) 過去2年間に受けた業務停止処分に係る事項

該当事項はありません。

## 6. 会社の体制及び方針

### (1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、平成18年5月17日開催の取締役会において業務の適正を確保するための体制整備に向けた基本方針として「内部統制システムの基本方針」を決定し、平成30年3月16日開催の取締役会にて一部改定を決議いたしました。

その内容は以下の通りであります。

- ① 当社の取締役、執行役員および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
  - 1) 当社は、当社の取締役、執行役員および使用人（以下「役職員」という）が法令、定款その他社内規程および社会通念を遵守した行動を取るため、「大豊建設株式会社企業行動規範」を定め、全役職員に周知徹底させる。
  - 2) 当社は、財務報告の信頼性を確保するため、金融商品取引法その他の関係法令に基づき、内部統制システムを整備し、運用するとともに、法令等に定められた開示を適時適切に行う。
  - 3) 当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力との一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、外部専門機関と連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。
- ② 取締役の職務の執行に係る文書その他の情報の保存および管理に関する体制
  - 1) 当社は、取締役および執行役員（以下「取締役等」という）の職務の執行に係る文書その他の情報を法令および文書・記録管理規程に基づき、適切に作成し、保存および管理を行う。
  - 2) 当社は、取締役会議事録および事業運営上の重要事項に関する決裁書類など取締役の職務の執行に関する重要な文書については、取締役等および監査役が必要に応じていつでも閲覧することができるよう保存し、管理する。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、監査室に定期的に日常の業務執行について内部監査を実施させるものとし、調査結果を社長に報告する。なお、業務執行に関して、法令または社内規程等に反するおそれのあるリスクが発見されたときは、監査室長は、直ちに社長および関係部門管理者にその旨報告し、関係部門管理者は、その報告に基づき必要な改善措置をとる。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
  - 1) 当社は、取締役会で年度経営計画および中期経営計画を定め、取締役等はその目標達成のために効率的に職務執行を行い、定期的にその進捗状況を取締役会において報告する。

- 2) 当社は、業務執行の決定にあたり、法令および取締役会規程、経営会議規程、執行役員会規程等の社内規程に従い、審議の効率化および実効性の向上を図る。
  - 3) 当社は、日常の業務執行については、職務執行規程、職制等に従い、業務遂行に必要な職務の範囲および責任を明確にし、役職員に周知徹底させる。
- ⑤ 当社および子会社から構成される企業グループにおける業務の適正を確保するための体制
- イ 当社の子会社の取締役等の職務執行にかかる事項の報告に関するための体制  
当社は、当社および子会社の取締役が出席するグループ役員連絡会等を定期的に開催し、子会社の営業成績、財務状況その他の重要な情報を把握するとともに、グループ全体の情報共有化を図る。
  - ロ 子会社の損失の危険の管理に関する体制  
当社は、子会社の事業活動に伴い生じる各種リスクの対応策については、当社が指示する部署において、その対応策を検討し、子会社の取締役等に対する指導を行うほか、災害等の当社および子会社に共通する事項については、対応マニュアルを整備する。
  - ハ 子会社の取締役等の職務執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
    - 1) 当社は、グループ各社にそれぞれの規模や業態に応じて、適正数の監査役またはコンプライアンス推進担当者を置くよう指導するとともに、子会社の取締役等および使用人に対し、コンプライアンスの知識を高めるための研修を実施し、コンプライアンス体制の強化を図る。
    - 2) 当社は、グループ役員連絡会等において、グループ全体のコンプライアンスに係る重要事項等につき協議し、情報共有したうえで指導を行うとともに、内部統制システムの基本方針に基づき、内部統制システムの継続的な向上を図る。また、当社は、適宜に当社の顧問弁護士により、当社および子会社の取締役等ならびに使用人に対し研修を行う。
    - 3) 当社は、当社の企業グループ全体に適用される内部通報制度として公益通報者保護規程を定め、外部の弁護士に対して直接通報を行うことができるコンプライアンス・ホットラインを設置する。
- ⑥ 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- 1) 取締役会は、監査役会監査の実効性を高め、かつ監査業務を円滑に遂行するため、監査役の要請に基づき、監査役会と十分に協議し、監査役会との合意に基づき、監査役の職務を補助すべき使用人を配置する。

- 2) 監査役の職務を補助すべき使用人を配置する際、当該使用人は専属とし、監査役の指揮命令のみに服する。また、当該使用人の人事異動、人事評価、懲戒処分決定は、あらかじめ監査役会が委任した常勤監査役の同意を必要とする。

⑦ 監査役への報告に関する体制

- 1) 当社の取締役等は、取締役会、執行役員会等の会議において、監査役に対し、審議事項・決議事項につき、適切な報告を行うために、法令を遵守し、有効な内部統制の運用および財務内容の適正開示に努める。
- 2) 取締役等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を発見したときは、直ちに監査役に報告する。
- 3) 監査役が取締役等の職務の執行に関して意見を表明し、またはその改善を勧告したときは、当該取締役等は、改善を求められた事項の対応等およびその進捗状況を監査役に報告する。
- 4) 当社の子会社の取締役等、監査役および使用人は、職務執行に関して重大な法令・定款違反、若しくは不正行為の事実、又は会社に重大な損失を与える事実、またはその恐れがあることを知ったときは、遅滞なく当社監査役、または当社管理本部長に報告を行い、管理本部長は当社の監査役に報告するものとする。
- 5) 当社は、当社の監査役へ前項の報告を行った当社および子会社の役職員に対し、当該報告したことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、その旨を当社および子会社の役職員に周知徹底する。

⑧ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- 1) 監査役は、取締役会に出席するほか、必要と認められる重要な会議に出席する。
- 2) 当社は、監査役がその職務の執行について、会社法第388条に基づく費用の前払等の請求をしたときは、担当部署において審議の上、速やかに当該費用または債務を処理する。
- 3) 当社および子会社の取締役等は、監査体制の実効性を高めるため、監査役の意見を十分に尊重し、監査役の監査に協力する。
- 4) 監査役は、月1回定期的に監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、監査実施状況等について情報交換および協議を行うとともに、会計監査人から定期的に会計監査に関する報告を受け、意見交換を行う。

## (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

### ① 内部統制システム全般

当グループの内部統制システムの整備・運用状況を当社の企画室が把握し改善を進めています。また、企画室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を行っています。

### ② コンプライアンス

当グループでは、不正行為等の早期発見と是正を図るため公益通報者保護規程を定めており、通報者が不利益を受けないようになっています。また、通報処理体制として社内窓口は管理本部総務部長、社外窓口は弁護士事務所と定めております。

当グループでは、年に1度グループの取締役及び使用人を対象に研修を行っています。

### ③ リスク管理

当グループでは、企画室による定期的な内部監査や契約審査委員会等を実施し、法令・社内規程等に反するおそれのあるリスクについて早期発見に努めています。

また、危機管理マニュアルを策定し、毎年、マニュアルの見直しや災害を想定した訓練を行っています。

### ④ 子会社の経営管理

当社の企画室は定期的に内部監査を実施することにより、グループ経営に対応した調査を行っています。また、グループ役員連絡会を適時に実施し、子会社の経営状況等の管理を行っています。

### ⑤ 取締役の職務執行

「大豊建設株式会社企業行動規範」及び社内規程を制定し、取締役が法令、定款に則り社会通念を遵守した行動を取るよう周知徹底しております。また、社外取締役を選任したことで、取締役会等で社外取締役からの発言機会を設けることにより監督機能を強化しております。なお、当事業年度における取締役会は22回開催されております。

### ⑥ 監査役

監査役は、取締役会への出席や適時に監査を実施することにより、適切な監査を実行しております。

(3) 株式会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、特に定めておりません。

(4) 親会社等との取引に関する事項

該当事項はありません。

(5) 特定完全子会社に関する事項

該当事項はありません。

---

(注) 本事業報告中の記載金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨て、比率は小数点第2位を四捨五入して表示しております。

# 貸 借 対 照 表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>90,768</b>	<b>流動負債</b>	<b>57,781</b>
現金預金	28,710	支払手形	6,805
受取手形	5,407	工事未払金	24,708
完成工事未収入金	45,376	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	1,865	1年内返済予定の長期借入金	3,150
短期貸付金	354	リース債務	4
短 期 替 金	7,725	未払法人税等	1,531
繰延税金資産	494	未成工事受入金	6,545
その他の貸倒引当金	921	預り金	10,828
	△87	完成工事補償引当金	279
<b>固定資産</b>	<b>19,327</b>	賞与引当金	500
<b>有形固定資産</b>	<b>9,819</b>	工事損失引当金	185
建物・構築物	2,141	その他	1,391
機械・運搬用具	739	<b>固定負債</b>	<b>5,312</b>
工具器具・備品	86	リース債務	3
土地	5,229	繰延税金負債	688
リース資産	7	退職給付引当金	4,493
建設仮勘定	1,615	その他	127
<b>無形固定資産</b>	<b>102</b>	<b>負債合計</b>	<b>63,094</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>9,406</b>	純 資 産 の 部	
投資有価証券	6,395	<b>株主資本</b>	<b>44,375</b>
関係会社株	2,134	資本金	9,039
長期貸付金	434	資本剰余金	7,997
長期前払費用	0	資本準備金	7,549
その他の貸倒引当金	555	その他資本剰余金	447
	△114	<b>利益剰余金</b>	<b>27,498</b>
		利益準備金	1,105
		その他利益剰余金	26,392
		固定資産圧縮積立金	132
		別途積立金	6,915
		繰越利益剰余金	19,345
		<b>自己株式</b>	<b>△160</b>
		評価・換算差額等	2,080
		その他有価証券評価差額金	1,823
		繰延ヘッジ損益	257
		新株予約権	545
<b>資産合計</b>	<b>110,095</b>	<b>純資産合計</b>	<b>47,001</b>
		<b>負債純資産合計</b>	<b>110,095</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。



## 連結貸借対照表

(平成30年3月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流動資産</b>	<b>122,651</b>	<b>流動負債</b>	<b>74,999</b>
現金預金	44,252	支払手形・工事未払金等	44,231
受取手形・完成工事未収入金等	66,028	短期借入金	1,850
未成工事支出金等	2,374	1年内返済予定の長期借入金	3,150
短期貸付金	20	未払法人税等	2,137
立替金	7,777	未成工事受入金	8,933
繰延税金資産	672	預り金	10,739
その他	1,617	完成工事補償引当金	336
貸倒引当金	△91	賞与引当金	736
<b>固定資産</b>	<b>18,464</b>	工事損失引当金	541
<b>有形固定資産</b>	<b>9,869</b>	その他	2,343
建物・構築物	2,284	<b>固定負債</b>	<b>8,208</b>
機械、運搬具及び工具器具備品	896	繰延税金負債	784
土地	5,358	退職給付に係る負債	6,285
リース資産	10	その他	1,137
建設仮勘定	1,319	<b>負債合計</b>	<b>83,207</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>134</b>	純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>8,460</b>	<b>株主資本</b>	<b>54,850</b>
投資有価証券	7,585	資本金	9,039
長期貸付金	42	資本剰余金	7,997
繰延税金資産	100	利益剰余金	37,974
その他	851	自己株式	△160
貸倒引当金	△119	その他の包括利益累計額	2,139
		その他有価証券評価差額金	2,083
		繰延ヘッジ損益	257
		為替換算調整勘定	△22
		退職給付に係る調整累計額	△179
		新株予約権	545
		非支配株主持分	372
		<b>純資産合計</b>	<b>57,908</b>
<b>資産合計</b>	<b>141,115</b>	<b>負債純資産合計</b>	<b>141,115</b>

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

## 連結損益計算書

(自 平成29年4月1日 至 平成30年3月31日)

(単位：百万円)

		149,649
売上	原価	133,266
売上総利益		16,382
販売費及び一般管理費		5,155
営業利益		11,227
営業外収益		
受取利息	24	
受取配当金	96	
その他	98	218
営業外費用		
支払利息	34	
支払保証料	66	
支払手数料	74	
為替差損	10	
その他	11	197
経常利益		11,248
特別利益		
固定資産売却益	127	
工事損失引当金戻入額	67	195
特別損失		
固定資産除売却損	10	
訴訟関連損失	43	
投資有価証券評価損	54	
役員退職慰労金	129	
その他	12	249
税金等調整前当期純利益		11,193
法人税、住民税及び事業税	3,358	
法人税等調整額	△82	3,275
当期純利益		7,917
非支配株主に帰属する当期純利益		34
親会社株主に帰属する当期純利益		7,883

(注) 記載金額は、百万円未満を切捨て表示している。

独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

## 独立監査人の監査報告書

平成30年5月18日

大豊建設株式会社  
取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 金子 能 周 ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 春山 直 輝 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、大豊建設株式会社の平成29年4月1日から平成30年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、大豊建設株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

# 監査役会の監査報告書 謄本

## 監 査 報 告 書

当監査役会は、平成29年4月1日から平成30年3月31日までの第69期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受け、協議するほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役、監査役及び使用人等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受け、説明を求めました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他の株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。なお、財務報告に係る内部統制については、取締役等及び有限責任あずさ監査法人から当該内部統制の評価及び監査の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

### 2. 監査の結果

#### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、財務報告に係る内部統制を含め、指摘すべき事項は認められません。なお、事業報告に対処すべき課題として記載されており、第三者調査委員会による調査の結果、一部不適切な会計処理が行われていることが認められ、再発防止策等の提言が行われました。監査役会は、第三者調査委員会の提言を踏まえた再発防止策の実施状況を監視してまいります。

#### (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

#### (3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 有限責任 あずさ監査法人 の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成30年5月18日

大豊建設株式会社 監査役会

常勤監査役 木 屋 善 之 ㊟

社外監査役 橋 本 一 男 ㊟

社外監査役 原 田 良 輔 ㊟

以 上

# 株主総会参考書類

## 議案及び参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社は長期的発展の礎となる財務体質の充実を図りつつ、安定的な配当の維持及び向上を図っていくことを基本方針としておりますが、第69期の期末配当金につきましては、当期の実績並びに経営環境を総合的に勘案いたしまして、普通株式1株につき15円を配当させていただきたいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 株主に対する配当財産の割当に関する事項及びその総額  
当社普通株式1株につき金 15円 総額1,296,601,875円
- (2) 剰余金の配当が効力を生ずる日  
平成30年6月29日

### 第2号議案 株式併合の件

#### 1. 併合の目的

全国証券取引所は、「売買単位の集約に向けた行動計画」を発表し、平成30年10月までに上場する国内会社の普通株式の売買単位を100株に統一することを目指しております。

当社は、東京証券取引所に上場する企業としてこの趣旨を尊重し、平成30年5月11日開催の取締役会において、本議案が原案通り承認可決されることを条件として、当社株式の売買単位を1,000株から100株に変更することを決議しました。併せて証券取引所が望ましいとしている投資単位の水準（5万円以上50万円未満）や中長期的な株価変動を勘案しつつ、投資単位を適切な水準に調整することを目的として株式併合を行うものであります。

#### 2. 併合の割合

当社普通株式について、5株を1株の割合で併合いたしたいと存じます。

なお、株式併合の結果、1株に満たない端数が生じた場合には、会社法第235条の規定に基づき一括して処分し、その代金を端数が生じた株主様に對して、端数の割合に応じて分配いたします。

#### 3. 株式併合の効力発生日

平成30年10月1日

#### 4. 効力発生日における発行可能株式総数

32,000,000株

なお、株式併合を行うことにより、会社法第182条第2項の規定に基づき、その効力発生日に発行可能株式総数に係る定款の変更をしたものとみなされます。

【ご参考】

本議案が原案どおり承認可決された場合には、平成30年10月1日をもって、当社定款の一部が次のとおり変更されることとなります。

(下線は変更部分)

現行定款	変 更 案
第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>1億6,000万株</u> とする。	第6条 当社の発行可能株式総数は、 <u>3,200万株</u> とする。
第8条 当社の単元株式数は、 <u>1,000株</u> とする。	第8条 当社の単元株式数は、 <u>100株</u> とする。

**第3号議案** 取締役1名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役大隅 健一氏は任期満了となりますので、取締役1名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式の数
おお すみ けん いち 大 隅 健 一 (昭和26年10月24日生)	昭和49年4月 当社入社 平成14年4月 当社広島支店工事部長 平成16年8月 当社東京支店土木部長 平成18年4月 当社東京支店副支店長 平成19年4月 当社東北支店副支店長 平成20年2月 当社東北支店長 平成20年6月 当社執行役員東北支店長 平成22年4月 当社常務執行役員東北支店長 平成22年6月 当社取締役常務執行役員東北支店長 平成24年4月 当社取締役専務執行役員東北支店長 平成28年4月 当社取締役執行役員副社長東北支店長 平成29年4月 当社代表取締役執行役員副社長 平成29年6月 当社代表取締役執行役員社長 現在に至る	19,983株
[取締役候補者とした理由] 同氏は、当社での業務経験が豊富にあり、また、代表取締役として取締役会の決議を執行するとともに、当社グループを強力に牽引していることから、引き続き、取締役候補者といたしました。		

(注) 候補者と当社との間に特別の利害関係はありません。

以 上

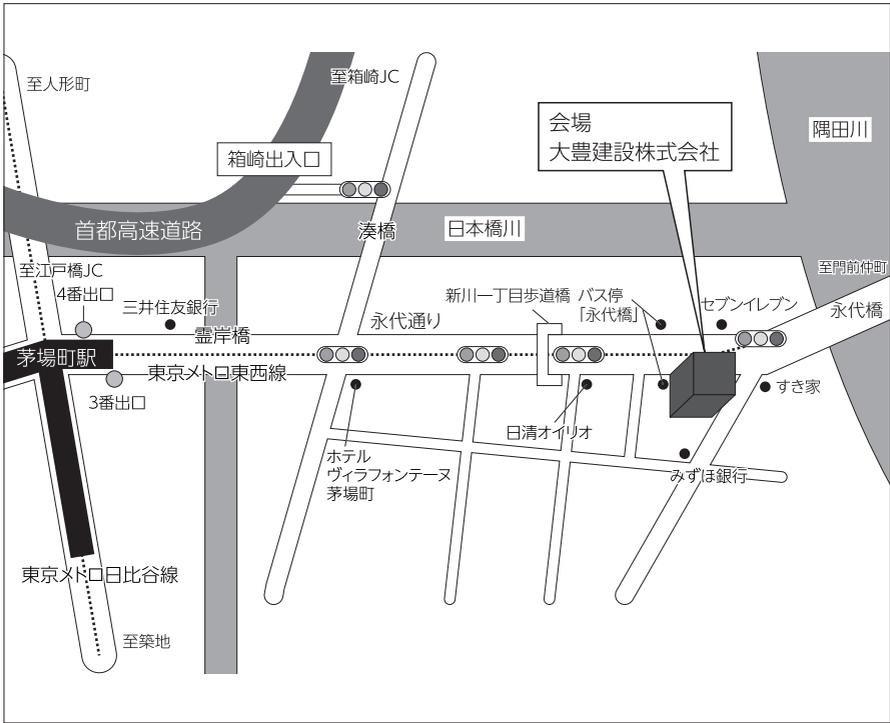




# 会場案内図

東京都中央区新川一丁目24番4号

当社本店 地階会議室



○東京メトロ 東西線 } 茅場町駅より徒歩10分  
日比谷線 }



見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォントを  
採用しています。

